## 第2次白老町議会改革の取り組み

区分	項目
1 議会の議決権の範囲 拡大等について	1 専決処分と臨時会のあり方(交通・通信手段の発達により「招集に暇がない」とは考えられないので、真にやむを得ないものに限定し原則的に臨時会を招集すること。)
2 議会機能の充実と議 員の政策論議の活発化 等について	1 議場にパソコン導入
	2 代表・一般質問の一回目の答弁書を議員に配布
	3 議員研修の充実
	4 正副議長は、後援団体の役員就任を慎む。
3 町民に開かれた議会 づくりについて	1 本会議のインターネット中継
	2 議会単独のホームページ開設
	3 請願・陳情提出者に審査日程を連絡し傍聴を促すとともに、傍聴 者に請願・陳情書の写しを配布(委員会)
	4 傍聴者との懇談会開催(委員会)
	5 傍聴規則の見直し
	6 議会に対する意見等「意見箱」の設置
	7 庁舎入口等に当日の議会・委員会日程の案内板設置
	8 「議会だより」の音声版の作製
	9 報道関係者の傍聴席でのパソコン使用
4 議員報酬・手当等につ いて	1 旅費支給の見直し
	2 政務調査費についての検討
5 事務局体制等の充実 について	1 「係」制を廃止し、「スタッフ」制を導入